

DIAM ワールドREITアクティブファンド(毎月決算型) 〈愛称:世界のハッピー・オーナー〉

追加型投信 / 海外 / 不動産投信

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

DIAMアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】<http://www.diam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	不動産投信	その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	なし

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

＜委託会社の情報＞	
委託会社名	D I A Mアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	4兆1,679億円
	(2011年10月31日現在)

- 「DIAM ワールドREITアクティブファンド(毎月決算型)＜愛称:世界のハッピー・オーナー＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2011年7月11日に関東財務局長に提出しており、2011年7月12日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、DIAM US・リート・オープン・マザーファンドおよびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドへの投資を通じ、実質的に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

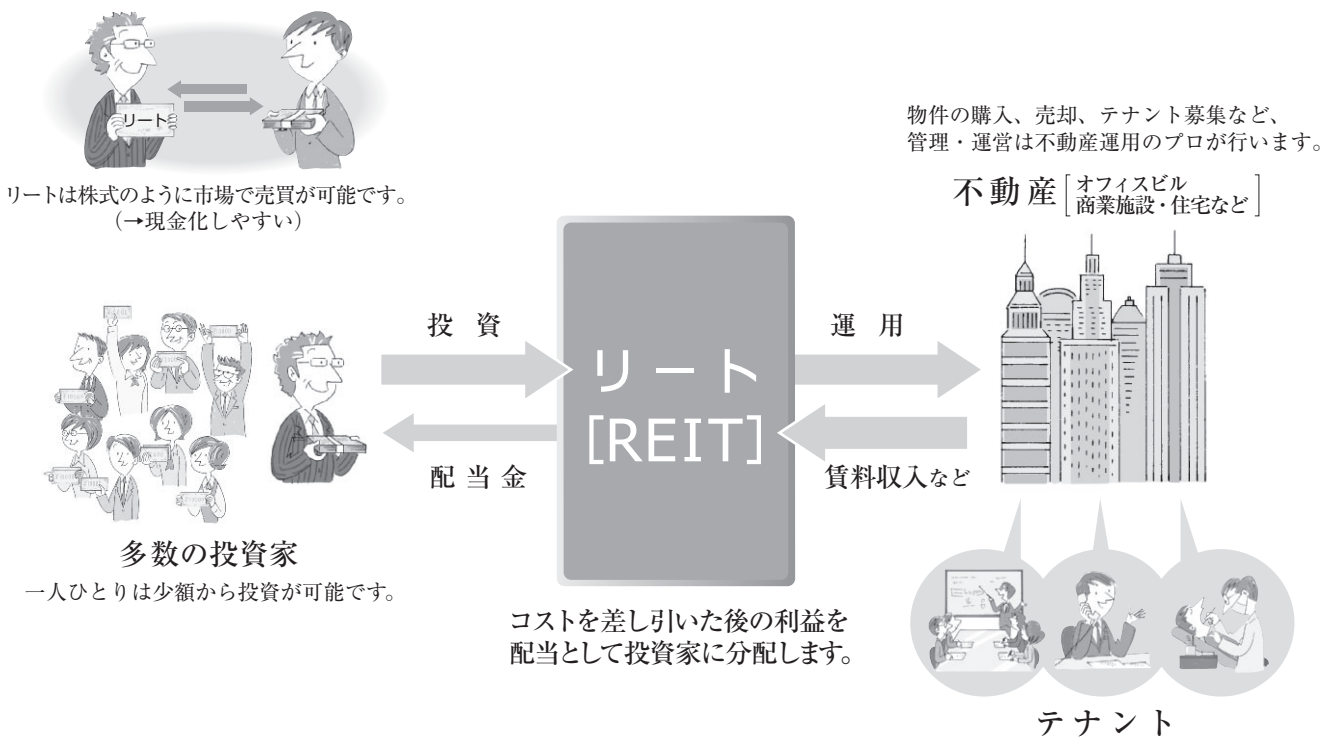
ファンドの特色

1 主に日本を除く世界各国のリートに実質的に投資します。

※実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

リーートの仕組み

不動産投資信託証券（リート）とは、多数の投資家から集めた資金等で、不動産を取得・管理・運用し、そこから生じる賃料収入や売買益等を、配当金として投資家に分配する仕組みです。



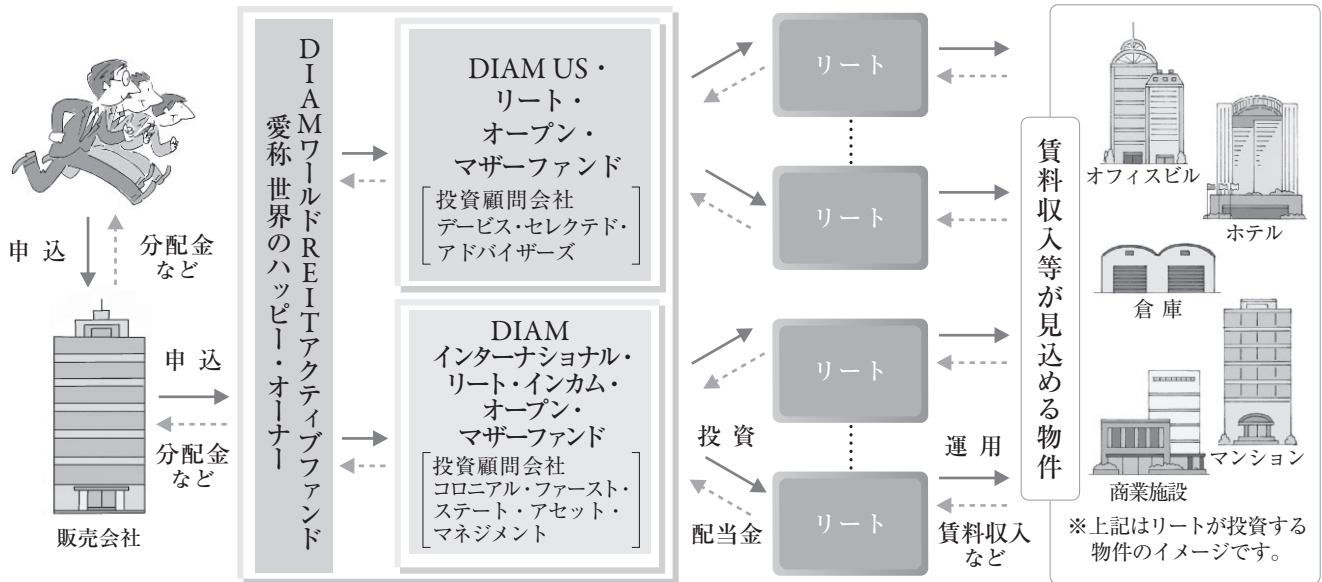
※上記は上場リーートの一般的な仕組みを示したイメージ図であり、該当しない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

2 米国と豪州のリート投資の専門家に運用を委託します。

各マザーファンド^{*}の運用指図に関する権限は、デービス・セレクトド・アドバイザーズ(米国)およびコロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメント(豪州)にそれぞれ委託します。
^{*}当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて日本を除く世界各国のリートに投資を行います。



^{*}マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。各マザーファンドへの投資割合は、世界各国のリート市場の市場規模等を参考として決定します。

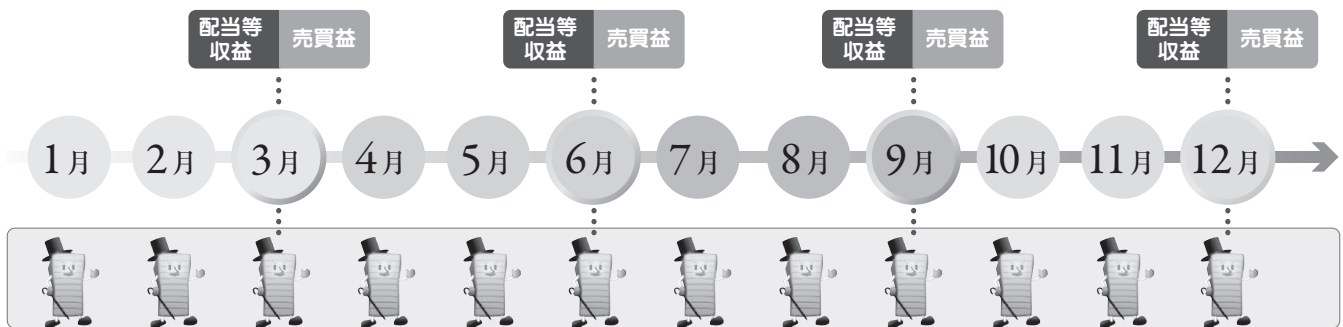
3 毎月決算を行い、原則として配当等収益を中心に分配を行うことをめざします。

分配方針

原則として、毎月9日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、配当等収益を中心に安定した収益分配を継続して行うことをめざします。

また、毎年3・6・9・12月の決算時には、原則として配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行います。

収益分配のイメージ



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

投資信託の収益分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

投資信託の資産

分配金

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

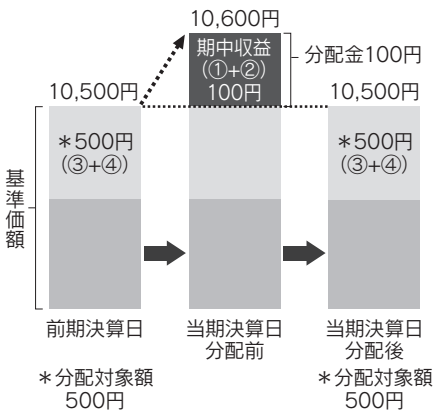
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

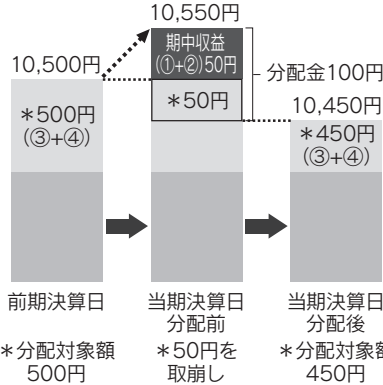
ケース A



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

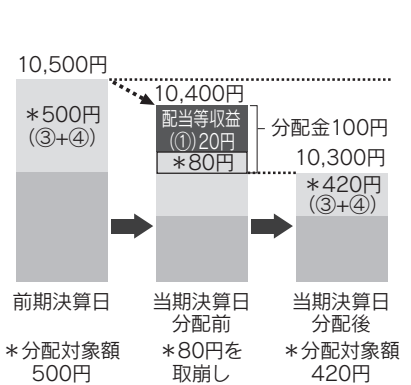
ケース B

〈前期決算から基準価額が上昇した場合〉



ケース C

〈前期決算から基準価額が下落した場合〉



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケース A：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

ケース B：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲50円 = 50円

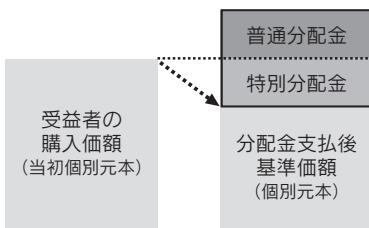
ケース C：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲200円 = ▲100円

★A、B、C のケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

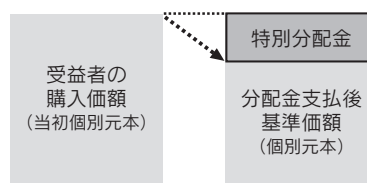
受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※特別分配金は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、特別分配金部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド(「DIAM US・リート・オープン・マザーファンド」および「DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド」)に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

主な投資制限

- ①マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ④株式への投資は行いません。
- ⑤外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドの概要

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド	DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド
主要投資対象	主要投資対象
米国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等の投資信託証券	米国および日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等の投資信託証券
投資態度	投資態度
<ul style="list-style-type: none"> ・米国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。 ・運用指図に関する権限は、デビス・セレクトド・アドバイザーズに委託します。 ・不動産投信等への投資は、原則として高位を維持することをめざします。 ・外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国および日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。 ・運用指図に関する権限は、コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメントに委託します。 ・不動産投信等への投資は、原則として高位を維持することをめざします。 ・外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	主な投資制限
<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
投資顧問会社	投資顧問会社
<p style="text-align: center;">デビス・セレクトド・アドバイザーズとは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1969年に設立の米国の独立系運用会社。 ・運用受託資産は約4兆5,012億円(約57,893百万米ドル、1米ドル=77.75円換算)。そのうち不動産関連証券投資は約1,263億円(2011年10月末現在)。 ・不動産関連証券投資は1994年からの実績。 	<p style="text-align: center;">コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメントとは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア・コモンウェルス銀行による100%出資の資産運用会社で、英国・香港等にも拠点。 ・運用受託資産は約10兆7,640億円(約143,195百万豪ドル、1豪ドル=75.17円換算)と豪州を代表する資産運用会社の一つです。そのうち不動産関連証券投資は約2,479億円(2011年9月末現在)。 ・不動産関連証券投資は1991年からの実績。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

リートの価格変動リスク

一般にリートが投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動し、リートの価格および分配金はその影響を受けることになり、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

リートは、実物資産である建物等を投資対象にしているため、火災、自然災害等に伴う損害を受けた場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

リートが投資対象とする建物の用途規制等、不動産等にかかる規制の強化や新たな規制がかかることにより、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性があります、その結果、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

為替リスク

当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

金利リスク

一般的に金利が上昇するとリートの価格は下落します。当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

流動性リスク

投資したリートによっては、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかつたり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

信用リスク

リートが、投資対象とする不動産の収益性悪化または資金繰りの悪化等により、清算される場合等には、投資した資金が回収困難になる可能性等があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該リートの価格が下落する可能性があります。

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

2. 投資リスク

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用パフォーマンス評価を運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。
運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。
- マザーファンドの運用の外部委託先に対しては、投資一任契約に基づき、ファンドの運用目標、運用プロセス、投資対象などを伝達し、運用ガイドライン等の徹底を図ります。運用開始後は運用外部委託先と各運用本部、運用グループが連携し、運用を実施致します。運用内容については、リスク管理グループがパフォーマンス評価・分析等を行います。

3. 運用実績

データの基準日：2011年10月31日

基準価額・純資産の推移 《設定日(2007年5月24日)～2011年10月31日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2007年5月24日)
※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移 (税引前)

第49期(2011.06.09)	10円
第50期(2011.07.11)	10円
第51期(2011.08.09)	10円
第52期(2011.09.09)	10円
第53期(2011.10.11)	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	755円

(注)分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄一覧

(注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド	59.02
2	DIAM US・リート・オープン・マザーファンド	39.59

■DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
投資証券	米国	90.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9.56
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国名	投資比率(%)
1	ENTERTAINMENT PROPERTIES TR	米国	7.05
2	VENTAS INC	米国	6.55
3	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	米国	5.85
4	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	米国	5.31
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	米国	5.31
6	PLUM CREEK TIMBER CO	米国	5.07
7	REGENCY	米国	4.66
8	THE MACERICH COMPANY	米国	4.16
9	LIBERTY PROPERTY TRUST	米国	4.15
10	HIGHWOODS PROPERTIES INC	米国	3.81

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

主要な資産の状況

■DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

(注) 投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

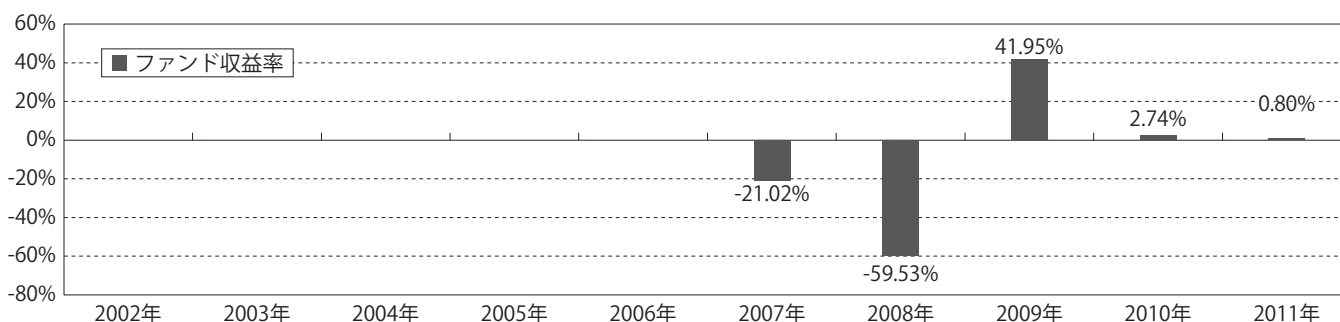
ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
投資信託受益証券	オーストラリア	38.69
	シンガポール	12.26
	小計	50.95
投資証券	カナダ	12.27
	フランス	10.11
	オランダ	7.79
	英国	7.00
	ベルギー	3.67
	その他	4.93
	小計	45.77
	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	3.28
合計(純資産総額)	100.00	

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国名	投資比率(%)
1	CFS RETAIL PROPERTY	オーストラリア	7.77
2	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	7.72
3	MIRVAC GROUP	オーストラリア	6.41
4	INVESTA OFFICE FUND	オーストラリア	4.55
5	STOCKLAND	オーストラリア	3.77
6	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	シンガポール	3.60
7	ASCENDAS REAL ESTATE INVT	シンガポール	3.36
8	DEXUS PROPERTY GROUP	オーストラリア	3.21
9	CHARTER HALL RETAIL REIT	オーストラリア	3.19
10	WERELDHAVE NV	オランダ	3.07

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出しております。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2007年は設定日から年末までの収益率、および2011年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

- 掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購 入 価 額	お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換 金 単 位	各販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換 金 代 金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購 入 の 申 込 期 間	2011年7月12日~2012年7月9日 ※ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、オーストラリア証券取引所の休業日またはオランダ、フランス、イギリスの祝祭日に該当する日(以下「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限です。(設定日:2007年5月24日)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。 ② 受益者のために有利であると認めるとき。 ③ やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	原則として毎月9日(休業日の場合は翌営業日。)
収 益 分 配	年12回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年6月、12月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示しております。(URL http://www.diam.co.jp/)
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
基 準 価 額 の 照 会 方 法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称:DIAM、当ファンドの略称:世ハピオーナ)

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入価額に、 <u>2.625% (税抜2.5%)</u> を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。			
信託財産留保額	換金のお申込日の翌営業日の <u>基準価額に0.3%</u> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年 <u>1.659% (税抜1.58%)</u> の率を乗じて得た額とします。また、運用管理費用(信託報酬)の配分は各販売会社の取扱純資産額に応じて下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。			
	各販売会社の取扱純資産額			
		100億円以下の部分	100億円超 300億円以下の部分	300億円超の部分
	委託会社	年率1.05% (税抜1.00%)	年率0.9975% (税抜0.95%)	年率0.945% (税抜0.90%)
	販売会社	年率0.525% (税抜0.50%)	年率0.5775% (税抜0.55%)	年率0.63% (税抜0.60%)
受託会社	年率0.084% (税抜0.08%)	年率0.084% (税抜0.08%)	年率0.084% (税抜0.08%)	
※委託会社の信託報酬には、各マザーファンドの投資顧問会社への報酬も含まれます。各投資顧問会社への報酬は、以下の率を乗じて得た額とします。 DIAM US・リート・オープン・マザーファンドおよびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの時価総額に対して年率0.325%~0.50%とします。				
その他費用・手数料	組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示していません。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。

※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※上記は、2011年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

DIAM
ダイヤモンド